

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【公開番号】特開2010-86289(P2010-86289A)

【公開日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-015

【出願番号】特願2008-254832(P2008-254832)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 358 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月28日(2011.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

文字データ、画像データまたは音声データの少なくとも一つを含むマルチメディアデータを記録または再生するマルチメディア装置の利用履歴情報に基づいて、前記利用履歴情報と関連する少なくとも一つのサービスを推奨するサービス情報を提供するサービス情報提供装置であって、

第1のマルチメディア装置から、特定ユーザの利用履歴情報が蓄積されている少なくとも一つの第2のマルチメディア装置にアクセスするためのアクセス情報を含むサービスリクエストを受信するサービスリクエスト受信部と、

前記アクセス情報を用いて、前記第2のマルチメディア装置にアクセスし、特定ユーザの利用履歴情報を取得するユーザ情報取得部と、

前記取得した特定ユーザの利用履歴情報および前記サービスリクエストに関連する情報を取得し、前記サービスリクエストに対する応答情報を生成する応答情報生成部と、

前記生成された応答情報を前記第1のマルチメディア装置に送信する応答情報送信部と、を備えることを特徴とするサービス情報提供装置。

【請求項2】

前記応答情報送信部は、前記第1のマルチメディア装置に対して前記アクセス情報を含むサービスリクエストを行なった携帯端末装置に対して、前記第1のマルチメディア装置での利用履歴情報を送信することを特徴とする請求項1記載のサービス情報提供装置。

【請求項3】

前記アクセス情報は、前記特定ユーザの利用履歴情報を前記第2のマルチメディア装置毎に取得するためのアドレスを指定する情報を含むことを特徴とする請求項1または請求項2記載のサービス情報提供装置。

【請求項4】

前記アクセス情報は、前記特定ユーザの利用履歴情報を取得するために必要な認証情報を含むことを特徴とする請求項3記載のサービス情報提供装置。

【請求項5】

前記アクセス情報は、ユーザが利用を希望する前記サービスの情報を含むことを特徴とする請求項4記載のサービス情報提供装置。

【請求項6】

前記ユーザ情報取得部は、前記蓄積された利用履歴情報の中から、更新された差分のみ取得することを特徴とする請求項1記載のサービス情報提供装置。

【請求項7】

前記第2のマルチメディア装置には、携帯端末装置が含まれることを特徴とする請求項1から請求項6のいずれかに記載のサービス情報提供装置。

【請求項8】

請求項1記載のサービス情報提供装置が、特定ユーザの利用履歴情報が蓄積されている少なくとも一つの前記第2のマルチメディア装置にアクセスするためのアクセス情報を、前記第2のマルチメディア装置から取得するアクセス情報取得部と、

前記取得したアクセス情報を蓄積するアクセス情報蓄積部と、

前記第1のマルチメディア装置が前記サービス情報提供装置に対してサービスリクエストをするために前記第1のマルチメディア装置に対して、前記アクセス情報を含むサービスリクエストを送信するサービスリクエスト送信部と、を備えることを特徴とする携帯端末装置。

【請求項9】

前記アクセス情報蓄積部は、前記第1のマルチメディア装置から前記第1のマルチメディア装置における利用履歴情報を取得して、蓄積することを特徴とする請求項8記載の携帯端末装置。

【請求項10】

前記アクセス情報は、前記第2のマルチメディア装置から前記特定ユーザの利用履歴情報を取得するために必要な認証情報を含むことを特徴とする請求項8または請求項9記載の携帯端末装置。

【請求項11】

前記サービスリクエストを送信後、前記第2のマルチメディア装置から、更新されたアクセス情報を受信し、保持するアクセス情報を更新することを特徴とする請求項10記載の携帯端末装置。

【請求項12】

前記アクセス情報は、取得可能な情報の範囲を限定する情報を含むことを特徴とする請求項8から請求項11のいずれかに記載の携帯端末装置。

【請求項13】

前記アクセス情報は、取得可能な情報の種類ごとに認証情報を設定可能であることを特徴とする請求項12記載の携帯端末装置。

【請求項14】

ネットワークに接続され、文字データ、画像データまたは音声データの少なくとも一つを含むマルチメディアデータを記録または再生するマルチメディア装置であって、

特定ユーザの利用履歴情報および外部装置からのアクセスを許可するためのアクセス情報を記録する記録部と、

請求項8記載の携帯端末装置からの要求に応じて前記アクセス情報を前記携帯端末装置へ出力する一方、請求項1記載のサービス情報提供装置から、前記アクセス情報に基づいた特定ユーザの利用履歴情報の取得要求があったときに、前記記録部に記録している特定ユーザの利用履歴情報を前記サービス情報提供装置へ出力する出力部と、を備えることを特徴とするマルチメディア装置。

【請求項15】

前記サービス情報提供装置へ前記アクセス情報に基づいて情報を提供した後、認証情報を含むアクセス情報を更新し、更新したアクセス情報を前記携帯端末装置に送信することを特徴とする請求項14記載のマルチメディア装置。

【請求項16】

請求項8記載の携帯端末装置から前記アクセス情報を含む情報取得リクエストを受信し、前記受信した情報取得リクエストに基づいて、請求項1記載のサービス情報提供装置へ前記アクセス情報に含まれる情報を用いて、前記第2のマルチメディア装置が保有する情

報を利用したサービスをリクエストする一方、前記サービス情報提供装置から前記サービスリクエストに対する応答情報を受信する送受信部を備え、

前記応答情報は、前記サービス情報提供装置が利用を薦めるサービスを含み、前記応答情報に基づいて前記サービス情報提供装置が利用を薦める前記サービスを利用する特徴とするマルチメディア装置。

【請求項 17】

前記送受信部は、前記応答情報に基づいたサービスを利用したことを示す利用履歴情報を請求項 8 記載の携帯端末装置へ送信することを特徴とする請求項 16 記載のマルチメディア装置。

【請求項 18】

特定ユーザの利用履歴情報を蓄積し、前記蓄積した特定ユーザの利用履歴情報の全部、若しくは指定する一部を通信により提供する少なくとも一つの第 2 のマルチメディア装置と、

通信によりサービスリクエストを行なって、サービスを受けることが可能な第 1 のマルチメディア装置と、

前記第 2 のマルチメディア装置が蓄積する特定ユーザの利用履歴情報にアクセスするためのアクセス情報を、前記第 2 のマルチメディア装置から取得し、取得した前記アクセス情報を、前記第 1 のマルチメディア装置に提供する携帯端末装置と、

前記第 1 のマルチメディア装置から、前記第 2 のマルチメディア装置のアクセス情報を含む前記サービスリクエストを受信し、前記サービスリクエストを用いて前記第 2 のマルチメディア装置から取得した前記特定ユーザの利用履歴情報を用いて生成したサービス情報を、前記第 1 のマルチメディア装置に提供するサービス情報提供装置と、から構成されることを特徴とするサービス提供システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 5】

図 5 A、図 5 B および図 5 C は、携帯電話機 6 から TV 7 ヘリクエストを送信する際の携帯電話機 6 の画面表示例を示す図である。携帯電話機 6 の画面において、選択されたデバイス情報のみが TV 7 に送信されるリクエスト中に含まれる。携帯電話機 6 から TV 7 へは赤外線通信によってリクエストデータが送信される。図 5 A には、リクエストデータの一例も記載されている。図 5 A に示すように、リクエストデータには、<リクエスト種>、<ユーザ ID>、<デバイス情報>などが含まれている。TV 7 は、このようなリクエストデータを携帯電話機 6 から取得する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 9】

TV 7 は、コンシェルジュサービスにおいて各宅内装置 1 ~ 4 へのアクセス情報が受け取られると、D 5 4 のような画面に遷移し、お勧めを探すことをユーザに通知する。D 5 5 では、お勧め情報とともに、その根拠とした情報をユーザに提示している。ユーザが、Yes を選択すると、D 5 6 のように、お勧めされたコンテンツの視聴画面に遷移することになる。